

「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の取組状況について

◎趣旨

「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下「第5次プラン」という。）」・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」という。）」の取組状況について取りまとめたことから、その内容についてご報告するもの

1 計画の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考

(1) 「第5次プラン」について

ア 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画

イ 計画期間

2018（平成30）年度から2023（令和5）年度の6年間

ウ 基本理念

「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」

エ 基本目標

- 【基本目標1】自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現
- 【基本目標2】乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現
- 【基本目標3】互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

(2) 「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」について

ア 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児計画」であり、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るもので、「第5次プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

イ 計画期間

2018（平成30）年度から2020（令和2）年度の3年間

ウ 基本理念

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施
- ③ 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 評価について

(1) 「第5次プラン」について

ア 評価の考え方

平成30年度の取組のうち、目標値を設定している取組については、平成30年度の年次目標値から評価を行うとともに、指標を設定していない取組については、平成30年度の取組内容から進捗状況の評価を行う。

区分	取組の評価
取組内容を実施 又は 指標の達成率100%以上	A 順調
取組内容を一部実施・検討 又は 活動目標の達成率70%以上100%未満	B 概ね順調
取組内容に未着手 又は 活動目標の達成率70%未満	C やや遅れている

※本市の行政評価を参考

イ 進行管理対象取組の評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1

区分	取組の評価
A 順調	13取組
B 概ね順調	7取組
C やや遅れている	—

【全体評価】

- ・ 進行管理対象取組については、平成30年度においては、A評価が13取組(65%)、B評価が7取組(35%)であり、全体としては、概ね順調な進捗状況である。
- ・ 平成30年度については、「第5次プラン」の計画期間の初年度となることから、2023(令和5)年度の目標達成に向けて、積極的に各種事業を着実に取り組んでいく。

(2) 「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」について

「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」については、「第5次プラン」の評価の考え方にに基づき、それぞれの目標値の進捗状況の評価を行う。

【目標値の評価】・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

区分	取組の評価
A 順調	7つ
B 概ね順調	3つ
C やや遅れている	1つ

【全体評価】

- 本市においては、「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」において、国の基本指針に即し、施設入所者の地域生活への移行や地域生活支援体制の整備などの目標を掲げており、平成30年度の評価として、A評価が7つ、B評価が3つ、C評価が1つで、全体としては概ね順調な状況である。

入所施設から地域生活への移行者数については、目標値を下回っている状況であるため、令和2年度の目標値の達成に向けて、より一層地域への移行を促進する取組を進めていく必要がある。